

会 議 等 報 告 書

係 員	係 長	課長補佐	課 長	部 長	教育長	副市長	市 長	決定区分
		/						
合 議	()	()						
報 告 者	平成 23 年 7 月 26 日 企画部 経営企画課 企画調整係 職名 主査 氏名 大 鶴 泰 輔 印							
1 会議等名	第 1 回 糸島市まちづくり基本条例審議会							
2 開催日時	平成 23 年 7 月 26 日 (火) 13 時 30 分 ～ 16 時 40 分							
3 開催場所	糸島市役所 本庁舎 本館 3 階 第 3 会議室							
4 出席者	○審議会委員 全員出席 ※別紙のとおり ■松本市長 (途中退席) ●事務局 (糸島市) 企画部：福嶋部長 経営企画課：藤田課長、重富係長、大鶴							
5 協議事項	<p>※会議冒頭、会議が原則公開であること、会議を録音し、会議録を作成することを確認。</p> <p>1 委嘱状交交付 ・松本市長より委員を代表して名簿の先頭にある有松委員へ委嘱状を交付。</p> <p>2 市長あいさつ ・市では、校区まちづくり推進事業を実施中である。 ・市民の皆さんがまちづくりの主役となって、存分に活躍していただくための基本的なルールが、この「まちづくり基本条例」である。 ・糸島市らしい条例素案を作り上げていただくようお願いしたい。</p> <p>3 自己紹介 ・委員及び事務局の自己紹介を行う。</p> <p>4 審議会の役割等の説明 ・事務局より審議会規則に基づいて審議会の役割等を説明。</p> <p>5 会長及び副会長の選任 ・審議会規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により、正副会長を選任。 ■会長：村上 英明 委員 ■副会長：吉富 幸子 委員 【村上会長あいさつ】 ・委員の皆さんからできるだけ自由に、活発に発言いただけるように努めたい。ただ、会議の性質上、最後にはどこかでまとめなければならない。その中では、皆さんにご協力をお願いしなければならないかと思う。よろしくようお願いしたい。</p>							

5 協議事項

【吉富副会長あいさつ】

- ・私に副会長が務まるのかと思ったが、知っている方も委員になっていたため、心強いと思ひ引き受けた。私は、婦人会があつたころ、婦人会長をしていて、それが今にもつながっていると思っている。そのため、自分の考え方が古く思われぬかと心配もするが、それでも自分では新しい考え方を持つようにしている。委員の皆さんのご協力をお願いしたい。

6 諮問

- ・市長より、会長へ諮問。 ※別紙 諮問書参照（松本市長退席）

7 協議

※会長より、会議録は、情報公開の対象となること、会議録に個人名を出さないこと、情報公開の際に発言内容で個人が特定されるようなときは一部非公開となることを確認。

(1) 審議会のスケジュール ※事務局より説明

- ・当初、審議会委員就任を依頼した際、全5回を前半3回、後半2回の予定と説明していた。その後、事務局で検討した結果、前半、9月いっぱいまでに4回、後半2月に1回開催するよう変更させていただいた。会議の進行状況で変更になるかもしれないが、委員におかれては、スケジュール調整をお願いしたい。
- ・具体的な条文の検討については、第2回～4回で行っていただくようお願いする。

【主な質問・意見】

- 会長：スケジュールにおおまかな協議内容が示されており、今回は前文、次回以降、予定が割り振られている。この予定で進行するが、後で気付いたりすることもあるだろうから、後になってもう意見が言えないということではなく、その都度意見を出してもらいたい。

また、区切りとなる第4回で第36条まで確認することになるが、そこでもう一度全体を見渡し、特に前文と他の条文との整合性を確認したい。万が一、さらにもう1回の会議が必要となれば、そのときに考えたい。

(2) 糸島市まちづくり基本条例について（概要説明）

※事務局より次の点について説明

- ・盛り込まれるべき要素
- ・全国及び福岡県での制定状況
- ・条例の位置付け（既存の「糸島市協働のまちづくり推進条例」を充実）
- ・なぜ、まちづくり基本条例を制定するか
- ・制定することの効果
- ・これまでの制定経過（市民30人の委員からなる検討会議で検討し、素案作成）
- ・制定までの今後の流れ

【主な意見・質問】

- 委員：既存の「協働のまちづくり推進条例」を発展させるということだったが、比較もしてみたいので、その既存の条例の資料を要求したい。
- ⇒事務局対応、委員に「協働のまちづくり推進条例」を配布。

(3) 条例素案の説明

※事務局より説明し、一定の区切りで質疑応答を加えた。

【条例の体系について】

- ・第3章は、この条例の大きな柱の1つである情報共有を規定。
- ・第5章の住民による自治、第6章の協働のなかの協働事業については、他自治体でない糸島市の特長となっている。
- ・第7章の市政は、計画、実行、評価、改善の各段階について規定。検討会議でも関心の高かった財政についても規定している。

【主な質問・意見】

- 会長：先ほど、市長のあいさつでも「糸島市独自のものをつくる」ということだった。再度確認するが、この条例素案の中で糸島市独自のもの、他の自治体にはないものはどこか。
- 事務局：1つは、第5章の住民による自治である。糸島市の自治組織が、校区、行政区、隣組という形になっており、それに合わせて、それぞれの役割を規定した。
もう1つは、第6章の協働である。協働自体は、他の多くの自治体でも規定しているが、第2節に掲げる「協働事業」については、糸島市として特に協働によって進めていくべき事業として絞込みを行っているため、この部分に関しては、他の自治体にはない、糸島市の特長であると考えます。
- 会長：個別にはそうであるが、それをまとめたものが前文に表れてくるのだろうと思われる。
- 委員：今回は、既存の「協働のまちづくり推進条例」を充実させるということだが、どのようなところが足りなくて、どのようなところが必要だから、「まちづくり基本条例」にバージョンアップしたいと考えるのか。
- 事務局：既存の条例では、市民、議会及び市が協働でまちづくりを進めるということについては規定しているが、自治の基本的なあり方（情報共有や参画）、行政運営の基本的な事項、最高規範性などが盛り込まれていない。そこを充実させて新たな条例として制定したいと考えている。
- 委員：条文の中には「教育」という言葉は出てくるのだろうが、条例の柱には出ていない。このことについては、検討会議で議論になったのか。子育ての中には、教育が出ているが、教育そのものについては議論がなかったのか。
- 事務局：確かに、条例の柱の中には教育は出ていないが、検討会議では、子育ての一環として、教育の充実というような意見は出されていた。協働事業の中で子育てという形で学校が教育を行うことを規定している。
- 委員：教育というものは、他の自治体の条例の真似をする、しないの問題ではなく、とても大事なことであり、それが条例の柱として出てこないのはいかがかと考える。今後の審議の中で、条例の柱についても検討の対象となるのか。
- 会長：ご議論いただいて良いと考える。また、協働事業の個別の条文の説明の中に教育の意味合いがどれだけ含まれているのか、判断していただきたい。
- 委員：これは、糸島市のまちづくりの憲法ということだったが、憲法のほうが後に出来上がることとなる。すでに多くの条例が出来上がっている。もし、各条例がこの憲法に合わなかった場合は、各条例を逐次改正していくという考え方で良いか。

- 事務局：この条例を制定する段階で、他の例規との整合性を確認し、整合させることと
している。現在は、素案の段階であるので、他の例規との整合性は確認していない。
- 会長：このまちづくり基本条例が出来上がる段階で、合わない例規は改正せざるを得な
いと考える。

○会長：事務局にお願いだが、今回の資料にある「検討会議の個別・少数意見」以外で、
ワークショップで出された意見など、できるだけ多くの意見を紹介していただき
たい。

●事務局：了解した。

【逐条解説に沿った条文の説明】

※事務局より逐条解説に沿って条文の説明を行った。また、検討会議で出された個別・少
数意見についても逐次説明を行った。

【主な質問・意見】

○委員：ある学者の意見の中では、「協働」ではなく、「共働」としたほうが分かりやすい
という意見もあった。「協働」という言葉は、法律用語なのか。

●事務局：「協働」自体は、造語であって、法律用語ではない。市の長期総合計画でも「協
働」を使ってきた経緯もあり、検討会議の中でも特に文字の使い方に関して議論はな
かった。また、糸島市になってから「協働のまちづくり推進条例」を議会で議決いた
だいていることも関係するかもしれない。

○会長：長期総合計画を見ると、すべて「協働」で統一されているようだ。

●事務局：「協働」1つとっても、各自治体の条例の中で定義が違っている。「糸島市の条
例では、このような意味合いである」と、誰が読んでも読み違いがないよう、きっち
り定義付けすることがたいせつだと考える。

例えば、議会と市を見ると、計画し、実行するのが市で、それに予算を付け、チェ
ックするのが議会というふうな、車の両輪としてそれぞれの役割が違う。役割は違
うけれど、「市民福祉の向上」という同じ目標に向かって協力していくことが「協働」
であると定義させていただいている。

○会長：他自治体の例を含め、「協働」と「共働」の違いなどが分かるものがあれば、次
回提供してもらいたい。

●事務局：調べてみたい。

○委員：第2条は、単なる「用語の定義」ではなく、「参画」や「協働」などの用語によ
り積極的な意味合いを持たせるため、他の自治体の条例では、見出しを「重要な用語
の定義」としているところもある。これまでの議論でそのようなことが出てきたのな
ら教えていただきたい。

●事務局：検討会議の中では、「用語の定義」を「より重要な用語」としてまとめるよう
な意見は出なかった。ただし、この第2条に掲げる用語については、条例を読み解く
上で基本となり、重要な用語であるので、条例の前半できちりと定義付けしておい
たほうが良いとの認識は持っていた。

●事務局：この「協働」という用語については、既存の「協働のまちづくり推進条例」に
も定義されているが、検討会議の委員から、この定義の中に「対等な立場で」とい
う文言を加えて欲しいという意見により、追加されたところである。

○委員：この条例は、市民が読んで、まちづくりをがんばろうと気概を感じてもらよう

なものだと思う。単に「用語の定義」としてしまうと見過ごされてしまうが、一言一言に糸島市民の思いが込められているのではないかと思う。

○会長：通常、法律では第2条に用語の定義がなされるが、それは解釈上、疑義が生じないように限定的になされるもので、技術的な観点からのものである。委員が言われるように、「参画」や「協働」は、この条例の骨格となるものであり、単なる用語の定義を超えているということだと思う。次回、また議論していただきたい。他の自治体で別立てをしているようなケースがあれば、ご紹介いただきたい。

●事務局：調べてみたい。

○委員：ボランティア派遣事務局には、特に個人登録をしている人が多い。第2条第2号に規定する「市民」の定義の後段は、「市内で活動する法人その他の団体等をいう」となっているが、これでは、ボランティア活動をしている個人が含まれない。例えば、「市内で活動する個人、法人その他の団体等をいう」としたらどうか。多くの市外に在住している個人が、市内でボランティア活動している。

○会長：「団体等」の「等」に含まれるかどうかだろうが、次回、また検討いただきたい。関係する皆さんができるだけ含まれる形で定義して良いと思う。

○委員：「自助、共助、公助」の考え方には賛成であるが、特に防災の関係では、その割合が、7：2：1であり、災害時は、自分たちで何とかしなければならないと言われている。条文の中に「自助、共助、公助」と書いてあると、行政から、「まちづくりは、自分たちでやりなさい」と言われているように思ってしまう。

●事務局：割合は考えていない。先ほど、第1条の条例の目的でも説明したが、自治の力を高めるという意味で、自分でできる範囲は自分で行う「自助」。自分でどうしてもできない部分については、隣近所、地域で力を合わせて解決する「共助」。それでも対応できないものについては行政が行う「公助」という考え方である。割合は考えていないが、役割分担によってまちづくりを進めていきたいと思いますという意味合いで、この言葉を使っている。

○会長：第4条の基本理念は、検討会議で議論があり、「どのようなまちを目指すのか」という将来像ではなく、「どのようにまちをつくるのか」というルールや役割を盛り込むことになったようだが、これは、最終的には多数決で決まったのか。

●事務局：最終的には多数決となった。

○会長：前文には、「魅力あふれる糸島市を創る」というような文言も見られる。この審議会でもスタンスを決めておいたほうが良いと思われるが、「どのようにまちをつくるか」ということで良いか、委員のご意見をいただきたい。

○委員：前文には、ある程度「どのようなまちをつくる」というものがないといけないのではないか。

○会長：検討会議ではどのように整理したのか。

●事務局：前文は、条文に盛り込めない詳細なこと、市の歴史、豊かな自然などを盛り込み、ある程度は、「どのようなまちをつくるか」についても盛り込んでいる。

また、第2条の用語の定義で、「まちづくり」を「地域社会を快適かつ魅力あるものにしていく活動のすべて」としていることから、前文に「魅力」という言葉が示されている。検討会議の中では、糸島市の魅力、歴史、自然について委員の熱い思いがあり、それを前文に盛り込んだ。

- 委員：どうしても「どのように」というルールづくりにこだわり過ぎると、糸島市の独自性が失われ、どこにでもある条例になってしまう。
- 他自治体の条例では、基本理念のほかに、基本原則や基本方針を設けているところもある。糸島市として大事にしたいものを原則として規定し、それに対するルールをしっかりと述べることで、糸島市の雰囲気がいきいきと感じられるものになると思われる。難しいことだが、挑戦していくべきだと思う。「どのように」か、「どのような」なので、簡単に分けられないのではないかな。
- 会長：「どのように」という基本的なスタンスを持っておきながらも、「どのような糸島市にするのか」というものを抜きには語ることができないであろう。
- 委員：校区説明会などで、前文に書かれた「魅力あふれる糸島市」とはどのようなまちなのかと質問があれば、それに答えていかなければならない。
- 委員：「義務」と「責務」についてだが、事務局の説明では、市民にとっては、「責務」では厳しいので「義務」にしたということだった。しかし、むしろ「義務」のほうが法律的には厳しいのではないかな。「納税の義務」「法律を守る義務」などあるが、まちづくりに対しては、「責務」のほうがふさわしいのではないかな。まちづくりについて、市民だけが「義務」とうのは違和感がある。次回までに、義務と責務についてきちんと調べておいてもらいたい。
- 委員：第10条の市民の権利のところで、第5項は、「参画しない権利」を謳っている。これを規定するのはどうかと思う。
- 委員：私もこれはあまりにも身勝手ではないかなと思う。
- 会長：では、義務と責務のところ、参画しない権利のところを問題点として挙げておきたい。
- 委員：自然環境の保全というのは立派なことだが、実際はほとんど個人財産となっている。うわべだけで終わってしまうことにならないかと心配する。個別のことを市の憲法に盛り込むことにはならないが、それも踏まえて市の憲法をつくらないといけないと思う。
- 会長：個人の財産と、市民、市との関わり合いということか。もう少し具体的にイメージできるようにということだろう。宿題にしておきたい。
- 委員：行政区の未加入の率はどれくらいか。
- 事務局：加入率が93.25%。糸島市全体が約37,000世帯なので、未加入世帯は、2,400～2,450世帯となる。
- 委員：第21条で、「住民の加入を促進する」と規定しているが、解説の中で「自治組織への加入は個人の自由意志」と書かれている。市役所の転入窓口で、転入者が「行政区へは加入しなければならないのか」とたずねて、職員が「加入は自由だ」と答えたら、行政区費などを支払わなくて良いので、行政区に加入しない人も出てくる。これが行政区としても頭の痛いところである。
- 加入率についても、行政区によってバラつきがある。全部の行政区を同じような規定で扱うことができるのかなども今後考えていきたい。行政区加入に関する資料を提供していただきたい。

- 委員：第 18 条～20 条にある「地縁による自治組織」とは、法人化された「地縁団体」のことを指すのか。
- 事務局：法人化された地縁団体に加え、それ以外の自治組織も含んでいる。
- 委員：校区も法人化できるのか。
- 事務局：財産区のような形で、校区全体で法人化しているところもある。
- 委員：「地縁団体」と「地縁による自治組織」との違いが分かりづらい。
- 会長：地方自治法上の法人化した「地縁団体」と、それ以外の地縁による自治組織との区別がつきにくいという指摘だと思われる。そこは整理するようにしたい。
- 委員：先ほども指摘したが、第 26 条の「子育ての推進」のところ、確かに条文には教育のことも規定されているが、見出しの部分に「子育て・教育の推進」というふうに「教育」という言葉は要らないか。
- 会長：第 26 条は、小さいときから、学校教育まで一貫した子育てのことを規定している。「子育て」をもう少し広い意味で表現を考える必要があるという趣旨だと思う。課題としたい。
- 委員：条例全体を通じて糸島市らしさが感じられたら良いと思う。第 28 条、第 29 条の計画に関して、参画に関する記述がないところが気になった。市民がいかに参画するかということが示されていない。
- また、第 31 条の行政評価について、その評価の公表について記述されていないのが気になった。
- さらに、第 32 条の改善については、「見直し又は廃止」となっているが、若干ネガティブな感じがする。「次の施策に積極的に反映させる」というような文言があっても良いのではないか。
- 第 33 条の健全財政のところだが、これも市民への公表が示されていない。予算、決算の状況など。そのへんは検討会議では議論にならなかったのか。
- 委員：第 35 条の条例の見直しだが、市が見直しをすることとなっており、また、市が必要なときにだけ市民の意見を聴くように読み取れる。条例の制定のときには市民の意見をこれだけ聴いているのに、見直しのときは簡単になってしまっているように感じる。
- 事務局：条例の改廃については、地方自治法により市民が改正を求める手法が認められている。そのため、この条文には、市民からの見直しの請求については記載していない。また、市民意思を聴くという意味では、第 8 条の規定でカバーできていると考えている。あえて、市民からの見直しについて規定したほうが良いということであれば、この審議会でご議論いただきたい。
- 委員：第 34 条の住民投票だが、第 3 項でそのやり方を別途条例で定めることとなっている。この住民投票の条例は、すでにあるのか。
- 事務局：その案件の都度、条例を制定することとなっており、常設型ではない。
- 会長：住民からのアクセスが少し弱いような気がする。
- 委員：これは、既存の「協働のまちづくり推進条例」と変わっていないが、これで良いのか。住民参画という観点からもっと強く打ち出すことが必要ではないか。
- 事務局：個人的な感覚で、何でも住民投票してくれと言われたら収拾がつかなくなっ

困ることになる。

- 事務局：住民投票については、いつも「議会の意思はどうなるのか」ということが問題となる。2元代表制で、市長も議会も同じ市民の代表であり、一方の市長が住民投票を実施するために条例案を提案し、もう一方の議会の判断を仰ぐということになる。

また、その住民投票の結果を尊重するのは、住民投票をやろうとした市長だけとしており、その点についても2元代表制における議会へ配慮している。

- 会長：実際には、住民投票条例が議会で否決されることが多い。市長が住民投票を実施することができるかと規定していることは良いが、市民からの要望については、市長にお願いしてという形になっている。もう少し工夫ができないかと思う。

- 委員：条例では、「住民」の定義がなされていない。第2条の「市民」の定義と齟齬を起こしていないか心配する。

また、財政状況が厳しくなる中、他の地域では、事業所や民間団体との協働が非常の重要になってきている。そのため、「市民」の中に事業所や民間団体を含めるべきなのか、もう少し市民の定義については検討が必要ではないか。基本構想では人口の増加を予測しているが、人口減少社会になっている。そのような中で、いかに糸島市を好きな人、事業所、団体等と協働していくのが重要であり、それらを条文として明文化することで、糸島市の未来にむけたまちづくりの方向性が見えてくるのではないか。

- 会長：参画や協働の主体としての「市民」について、再度、定義を検討する必要があるということだと思う。そこは検討してみたい。

- 事務局：検討会議の中で、当初「市民投票」であったものを「住民投票」に変更した。第2条の定義で「市民」には、市外に住む人も含まれることになる。「市民投票」では、そのように市外に住む人も含まれるように読み取れることから、第1議的には、市内に住む人の意見を聴くべきではないかという意見が出され、あえて「市民」ではなく、「住民」に変更した。「市民」の定義については再度、検討する必要がある。

- 会長：文章の結びが、「～するものとする」というのが多く見受けられる。「ものとする」というのは行政用語であり、市民のみなさんには分かりづらく、あまり良くない。

また、条文の中で、「将来のまちづくりを担う子どもたち」という表現が出てくるが、子どもたちこそ、この条例を知ってほしい。教育委員会などが、学校教育の中でこの条例を取り入れてもらいたい。よって、専門用語もあるかと思うが、表現を中高生に理解できるようにしたほうが良いのではないかと考えている。

- 委員：「できる限り」という言葉は、あまり好きではない。解説の中であれば良いが、条文そのものにできる限りと使うのはどうかと思う。ハッキリしない。

- 委員：子どもとの関係を考えて、住民参画となるとどうしても大人だけということになる。本当は、子どももまちづくりに参画することができるはずであり、そのことを条例に謳うと、糸島市らしい、優しさに満ちた条例になるのではないかと感じた。

子どもが条例の内容を理解するということもそうだが、子どもがまちづくりにどう関わるか、1人の主体として積極的にまちづくりに参画するというのも良いと思う。

【前文について】

※事務局より前文について、特に検討会議で出された個別意見を中心に説明。

○会長：質問だが、検討会議では、一応、事務局案を示し、それを委員に叩いてもらったのか。

●事務局：委員の皆さんの意見からキーワードを抽出し、それを盛り込んだ条文案を事務局で作成した。ただし、会議の形式としては、事務局と委員という構図ではなく、極力委員どうしで協議を進めてもらい、事務局は法的な解釈など、求められたときにのみ発言を行った。

よって、事務局としては「ちょっとどうかな」と思われるようなことも条例素案には盛り込まれている。

○会長：では、ここに挙げられている条例素案は、前文も含めて検討会議の合意が取れていると考えて良いか。

●事務局：合意は得ている。

○委員：この「検討委員会の議論を終えて」という個別意見は、条例素案は作成したけれども、その後に個人の意見として出てきたものなのか。

●事務局：そのとおりである。自分ではどうしても検討会議で決定した素案では納得いかない、思いがあるので意見を出したい、そして、この審議会につなげてもらいたいということだったため、資料として出させてもらった。

○会長：良いことだと思う。

○委員：今回は、基本的にはこの資料を基に議論をするということで良いか。

●事務局：基本的にはこの逐条解説を使わせてもらいたい。それに加え、検討会議で出された意見をまとめたものがあるので、それを事前に配布させていただく。

○委員：この前文は、おそらくインパクトに欠けるものだと思う。検討会議でインパクトのあるような意見が出ていれば紹介してもらいたい。

○会長：実際に会議に出ていた事務局として、インパクトが強かった意見があったか。

●事務局：5回のワークショップで出された数百の意見をまとめ、キーワードを抽出して条例の骨子を作成して、条文の叩き台を事務局で作成した。その中で、個別具体過ぎて盛り込めなかったものもある。その資料を審議会の委員にお渡ししたい。

また、前文でインパクトがあったのは、今回、資料として配布している3人の委員の意見である。この3人の思いが強かった。

○会長：糸島市固有の条例なので、具体的な言葉が出てきたほうが良い。検討会議の意見をいただけたらありがたい。

●事務局：送らせていただきたい。

○委員：事務局は、他自治体の条例を研究してこられたと思うが、どのように市民の思いを前文に込めたのか、参考になる一押しのを3つくらい出してもらいたい。

○委員：神奈川県藤沢市は広報が上手でよく参考にしている。藤沢市の自治基本条例は全部ですます調で、分かりやすかった。参考にしたら良いのではないか。

●事務局：藤沢市を含め、他自治体の前文を送らせていただく。

○委員：やはり前文がたいせつなので、前文の検討に少し時間を割いて、良いものを作っ

	<p>たらどうかと考える。</p> <p>○会長：次回、前文の検討をするが、また全体の検討を終えた後に、もう一度前文の検討をやろうと思っている。全体を見たうえで、もう一度、前文に帰る形にしたい。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の会議は、8月8日（月）13:30～ 糸島市役所 本庁舎 第3会議室で開催。 ・ 会議終了は、16時30分を目途にさせていただく。所用がある委員は途中で退席するのはやむを得ないということにする。 <p style="text-align: right;">【以上で終了】</p>
6 決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会は、9月いっぱいまでに第4回を開催し、2月に残り1回を開催する。（予定） ・ 次回は、前文の検討を行い、その後、第1条から第17条までを検討する。 ・ 糸島市内の行政区の加入率に関する資料、検討会議で出された意見をまとめた資料、他自治体の条例の前文（藤沢市含む）を委員に事前送付する。 ・ 「協働」と「共働」の違い、「義務」と「責務」の違いを事務局で調べる。 ・ 他市の条例で、単なる「用語の定義」ではなく、「重要な用語の定義」というふうに括っているケースがないかを事務局で調べる。
7 懸案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「重要な用語の定義」の取扱いについて ・ 「市民」の定義について（どこまでを含むのか） ・ 「どのようなまちをつくるか」をどの程度条例に盛り込むかについて ・ 「義務」と「責務」の関係について ・ 個人の財産と市民、市との関わり合いについて ・ 「行政区への加入促進」と「参画しないことで不利益を被らない権利」「行政区加入に関する個人の自由意志」との関係について ・ 「地縁団体」と「地縁による自治組織」の区別について ・ 法律の体系への「教育」の追加について ・ 計画策定に関する市民の参画について ・ 行政評価及び健全財政の公表について ・ 改善に関する方法について（見直しと廃止だけでなく、次の施策への積極的反映） ・ 条例の見直しに関する市民の関わり合いについて ・ 住民投票における市民からのアクセス確保、市民要望の汲み取りについて ・ 文章の結びの表現、条文の平易性の確保について ・ まちづくりの主体として子どもの参画を確保することについて